

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 26 年 12 月 5 日

国土交通省 近畿地方整備局 副局長 池田 薫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、外内貿コンテナの円滑な積替えを行う上で支障となっている国際フィーダーコンテナ船の沖待ちや複数バース寄り（バースホッピング）等のリードタイムの増加要因を改善するために、異なるターミナル間での協力体制構築のもと、横持ち輸送等に対する支援を行うことで、コンテナ積替機能の強化を図る必要があることから、3. の応募要件を満たす4. の特定法人等に掲げる者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、4. の特定法人等とそれぞれ契約手続を行う。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、4. の特定法人等に加え、予算の範囲内で当該応募者とそれぞれ契約手続を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

国際コンテナ戦略港湾阪神港における積替機能強化のための実証事業実施業務

(2) 業務目的

本業務は、外内貿コンテナの円滑な積替えを行う上で支障となっている国際フィーダーコンテナ船の沖待ちや複数バース寄り（バースホッピング）等のリードタイムの増加要因を改善するために、異なるターミナル間での協力体制構築のもと、横持ち輸送等に対する支援を行うことで、コンテナ積替機能の強化を図ることを目的とする。

(3) 履行期限

契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ①神戸港で国際フィーダーコンテナ航路を就航し、かつ複数バース間での協力体制を構築する者であること。
- ②神戸港内の異なるバース間でコンテナの横持ち輸送が発生すること。

4. 特定法人等

西日本内航フィーダー合同会社
株式会社 ユニエックス
井本商運 株式会社
鈴与海運 株式会社

5. 手続等

(1) 担当部局

〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 番 神戸地方合同庁舎
近畿地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 078-391-7576 FAX 078-325-8261

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 26 年 12 月 5 日から平成 26 年 12 月 15 日、(1) に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 26 年 12 月 15 日 16 時 00 分

(1) に同じとし持参、郵送(書留郵便に限る。)または託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は 5. (1) に同じ。

(3) 詳細は説明書による。